群馬県

令和4年度（追加募集延長）用

電力価格高騰対策・再エネ導入支援事業費補助金

太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援します！

本補助金の概要・目的

- 本補助金では、コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける中、エネルギー価格高騰の影響緩和と脱炭素化に向けた取組を後押しするため、県内の中小企業者等や個人が行う太陽光発電設備や蓄電池の導入に要する経費を補助します。
- これにより、物価高騰の影響を受ける中小企業者等や個人の負担軽減と、県内における再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とします。

補助対象者

- 中小企業者等※1、個人又は電力販売契約等事業者※2であって次の全てに該当する者
  - 暴力団等に該当しない者
  - 県税等の滞納がない者
  - 電力販売契約等の場合、補助金相当分が電力販売契約等利用者※2に還元されること　等

※1　中小企業基本法に規定する中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団・財団法人 等

※2　電力販売契約又はリース契約の場合において、当該契約を行う事業者と当該契約を利用して設備を導入する利用者のこと

補助対象事業の実施期間等

- 令和4年4月1日から令和6年1月31日まで※

※　令和5年3月29日以降に契約等を行う事業については、補助金交付申請・交付決定後に契約等を行い、令和6年1月31日までに事業完了するもので、他の要件を満たす場合を補助対象とします。

※　令和5年3月28日以前に既に契約等を行っている事業については、令和4年4月1日から令和5年3月28日までの間に契約等を行い、令和6年1月31日までに事業完了するもので、他の要件を満たす場合を補助対象とします。

補助対象設備・補助額

補助対象者	太陽光発電設備		蓄電池
	右記以外	PPA又はリースにより蓄電池とセットで導入	
中小企業者等（FIT制度対象外）	4.0万円/kW	5.0万円/kW	6.3万円/kWh
	（1者当たり上限額：1,000万円）		
個人（FIT制度対象）	5.0万円/世帯		10.0万円/世帯

中小企業者等は7月31日（月）まで、個人は8月31日（木）まで申請受付中！

（注）主な手続の流れや必要な書類などは、裏面を参照ください。

補助額の算出例

■ 中小企業者等が県内の自社事業所に「太陽光発電設備100kW」と「蓄電池50kWh」を「購入」で導入

- ◘ 太陽光発電設備 ： 発電出力（100kW）×4万円/kW＝400万円
- ◘ 蓄電池 ： 蓄電容量（50kWh）×6.3万円/kWh＝315万円
- ◘ 補助額 ： 400万円＋315万円＝715万円

■ 個人が県内の居住する住宅に「太陽光発電設備5kW」と「蓄電池5kWh」を「リース契約」で導入

- ◘ 太陽光発電設備 ： 5万円
- ◘ 蓄電池 ： 10万円
- ◘ 補助額 ： 5万円＋10万円＝15万円

主な手続の流れ（イメージ）

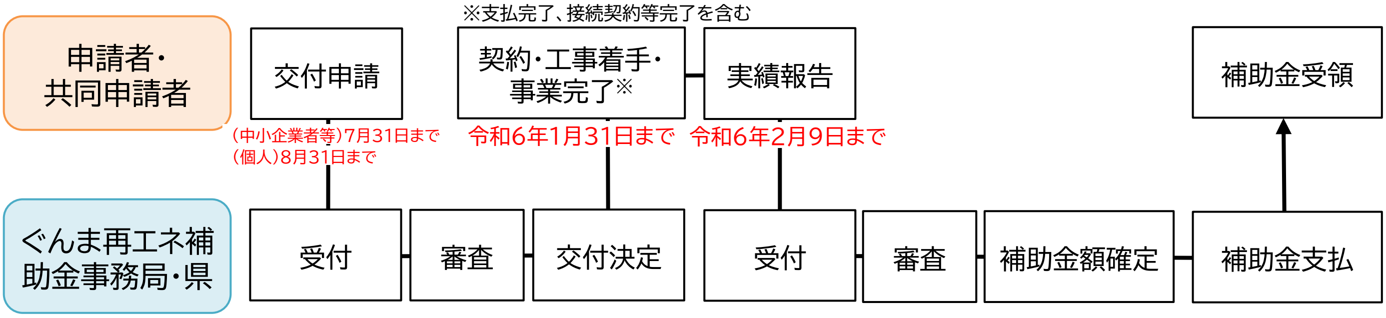

（注）令和5年3月28日以前に既に契約等を行っている事業の場合、上記の手続の流れが異なります。

補助金の交付申請に必要な提出書類

提出書類	導入する者	
	中小企業者等	個人
補助金交付申請書	○	○
チェックリスト	○	○
登記事項証明書（会社・法人）又は住民票	○※1	○※1
暴力団等でないことの誓約書	○※1	○※1
行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書	○※1	○※1
補助対象設備の導入場所の登記事項証明書（土地・建物）	○	－
補助対象設備の導入場所の写真	○	○
補助対象設備の図面	○	－
補助対象設備の仕様書	○	○
補助対象事業の見積書	○	○
電力販売契約又はリース契約において、補助金相当額が電力販売契約等利用者に還元されることが確認できる電力販売契約又はリース契約の契約書、覚書、料金計算書等	○※2	○※2
共同申請の同意書	○※2	○※2
設備導入の同意書	○※3	○※3
その他知事が必要と認める書類（委任状等）	－	－

事業完了後の実績報告に必要な提出書類

提出書類	導入する者	
	中小企業者等	個人
補助金実績報告書兼請求書	○	○
チェックリスト	○	○
補助金交付決定通知書	○	○
補助対象設備の導入場所の写真	○	○
補助対象設備の図面	○	○
補助対象事業を実施したことを証する書類（納品書等）	○	○
契約関係書類（工事請負契約書等、電力販売契約書等）	○	○
補助対象事業の支払を明らかにする書類（口座振込受付書等）	○※4	○※4
電力会社との協議内容が分かる書類	○	○
補助金の振込先が分かる書類	○	○
その他知事が必要と認める書類	－	－

提出書類の作成に当たっては、
本補助金の交付要綱・募集要領を必ず御確認ください。

※1 申請者が電力販売契約等事業者の場合、申請者（電力販売契約等事業者）及び共同申請者（電力販売契約等利用者）の双方分を提出してください。
※2 申請者が電力販売契約等事業者の場合に提出してください。
※3 申請者が中小企業者等、個人又は電力販売契約等事業者にかかわらず、申請者と補助対象設備の導入場所の土地又は建物の所有者が、申請者又は共同申請者と異なる場合に提出してください。
※4 申請者が電力販売契約等事業者の場合、補助金相当額が電力販売契約等利用者に還元されることが確認できる電力販売契約又はリース契約の契約書、覚書、料金計算書等をもって代える場合は、当該契約書、覚書、料金計算書等を提出してください。

提出方法

■ 右記の県ホームページ内に記載のオンライン申請フォームから提出してください。

■ 提出が完了した場合は、登録メールアドレスに完了通知が届きます。届かない場合は、右記の問合せ先まで電話確認を行ってください。

※ オンライン申請フォームからの提出が困難な場合は、右記の問合せ先あてに簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法での郵送により提出してください。なお、送料は申請者が負担してください。

本補助金の問合せ先

【事務委託先】ぐんま再エネ補助金事務局
【所在地】〒371-0805
群馬県前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル7階
【電話番号】050-6882-5751
【受付時間】平日9時～17時

<本補助金の県ホームページはこちら>
https://www.pref.gunma.jp/page/100130.html
※上記のURLには、右記のQRコードからもアクセスできます。

※各種様式（補助金交付申請書等）は上記の県ホームページからダウンロードできます。 （2023年6月20日現在）